

特定非営利活動法人北海道精神障害者地域共同作業所 連絡協議会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法人は、北海道精神障害者地域共同作業所等との連携、相互情報交換、精神障害者の社会復帰促進並びに精神保健福祉の普及啓発活動及び指導員養成研修や作業所運営等の支援活動を行い、北海道の精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この法人は、特定非営利活動法人北海道精神障害者地域共同作業所連絡協議会と称する。

(事業)

第3条 この法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の別表の1に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 精神障害者社会復帰促進に関する情報収集及び提供
- (2) 精神保健福祉に関する普及啓発活動
- (3) 指導員養成及び施設運営高度化に関する研修事業
- (4) 関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (5) 前各号の事業に附帯する事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第4条 この法人は主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 団体会員 この法人の目的に賛同して加入した任意の団体及び法人

- (2) 個人会員 この法人の目的に賛同し加入した個人

(加入)

第6条 この法人に会員として加入しようとする者は、理事会の議決を経て理事長が別に定める加入申込書を理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費規程に従って年会費を納めなければならない。

- 2 会費の種類、金額、納入方法等の会費規程は、総会の議決を経て定める。

17.9.8

原本書きした事を証します

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人の宣告を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けた個人会員、又は会員である団体が消滅したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第9条 この法人を退会しようとする会員は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合において、当該会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上7名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

(役員の選任)

第13条 役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2 理事長、副理事長、常務理事は、理事の互選により定める。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その活動をとりまとめる。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の日常業務を執行する。
- 4 監事は、法第18条に定める職務を行う。

(任 期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合において、当該役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第17条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員は、総会の議決により有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(専門委員会とその種類)

第18条 この法人に以下の専門委員会を設ける。

- 2 広報委員会は、情報収集及び提供のため広報誌編集発行を行う。
- 3 研修委員会は、研修会の企画立案等検討し、研修会事業を推進する。
- 4 財務委員会は、この法人の財務状況の安定化のため資金調達方法の検討や助成金申請業務にあたる。
- 5 各専門委員会の組織、委員の選出方法その他の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第19条 この法人の事務処理をするため事務局を設ける。

- 2 事務局運営業務は、総会の議決を経て適切な関係団体に委託することが出来る。
- 3 事務局運営業務に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第21条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画及び収支予算、事業活動報告及び収支計算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 理事会として総会に付議する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき
- (2) 会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき
- (3) 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき

3 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

(招集)

第24条 会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。第3項第2号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。
- 3 会議を招集する場合は、会員又は理事（以下「構成員」という。）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

(定足数)

第26条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の数又は氏名（書面による表決者及び表決の委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は毎会計年度、理事会の承認を経て理事長が作成し、総会に上程し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第34条 前条の規定にかかわらず、理事長は、理事会の議決を経て、収支予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支計算)

第35条 この法人の事業報告及び収支計算は法第27条の会計原則に従って処理し、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 解散及び定款の変更

(解散及び残余財産の処分)

第37条 この法人は、総会において会員総数の3分の2以上の同意を得て、解散することができる。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得、変更することができる。この場合軽微な変更を除き北海道の認証を受けて、効力を得る。

第7章 雜 則

(公 告)

第39条 この法人の公告はこの法人の掲示場に掲示するとともに、官報・新聞等に掲載して行う。

(委 任)

第40条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、次のとおりとし、その任期は、2006年3月31日までとする。

理事 安岡 英美子 監事 高橋 則之

理事 藤原 寛道 監事 大西 雅人

理事 工藤 由香利

理事 大高 敏久

理事 稲津 成子

理事 木本 幹則

理事 後藤 真理

3. この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の会計年度は、設立の日から2006年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の会費は、第7条の規定にかかわらず、設立総会において定める会費規程のとおりとする。

特定非営利活動法人
北海道精神障害者地域共同作業所連絡協議会会費規程

この法人は、定款第7条第2項に基づき、会員の会費規程を次のとおり定める。

(会 費)

第1条 この法人の会員の年会費額は次のとおりとする。

(1)団体会員 団体及び法人会員は地方自治体共同作業所補助金総額若しくは法定通所授産施設助成金総額に応じて

100万以上	500万未満	18,000円
500万以上	700万未満	27,000円
700万以上	1000万未満	40,500円
1000万円以上		48,000円
	地方自治体事業補助金 0円~100万未満	5,000円
		5,000円

(2)個人会員

(納 期)

第2条 会費納入は、継続会員については毎会計年度9月末日まで全納しなければならない。

2 年度中途新規加入会員については第1条の規定に従って、年会費を年度末まで納入しなければならない。

(納入方法)

第3条 会費納入は、この法人が指定する郵政公社郵便振替口座にて納入しなければならない。

(会費改定措置)

第4条 この法人の定款第7条第2項に基づき会費改定がなされた場合は、改定額に変更される。

(経過措置)

第5条 この法人が認証を受け、法人設立登記完了後の届出書を北海道へ提出受理され法人格取得時点で、北海道精神障害者地域共同作業所連絡会の平成17年度会員の納入した年会費は、設立年度の年会員費に移行するものとする。

附 則 1 本規定は、2005年4月15日から施行する。

2 本規定は、法人成立後最初の総会において見直しすることとする。